

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例		
担当課（室）	福祉人材・指導課	公布日	平成26年3月26日
報告の根拠	第13条（年次報告）		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

（1）条例の概要・施策体系図

①目的（第1条）

被保護者等住居・生活サービス等提供事業に対し必要な規制を行うことにより、その事業を行う者の被保護者等の処遇についての不当な行為を防止し、もって被保護者等の生活の安定及び自立の助長を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。

②内容

定義（第2条）：2人以上の被保護者等に住居・生活サービス等を提供する事業を行う者

条例の 対象

- 法令による規制の及ばない事業者が対象
- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する無料低額宿泊所（5人以上）は適用外となることから、具体的には、4人以下の小規模施設などが対象

（事業者の義務）

- ◆ **届出**（第3条）
・事業開始の日から1月以内に、県に届出
- ◆ **契約の解除に係る規制**（第4条）
・被保護者等が住居等に関する契約を解除する場合、予告をすれば1月以内で契約の解除が可能
・事業者が正当な事由があると認められる場合に契約を解除する場合、少なくとも6个月前に予告が必要
・被保護者等が生活サービス及び金銭等管理サービスに関する契約の解除の申し入れをしたときは、直ちに解除が可能
- ◆ **契約締結前の重要事項の説明**（第5条）
- ◆ **契約締結時の書面の交付**（第6条）
- ◆ **虐待防止の取組の推進**（第7条第1項）

（県による検査等）

報告の徴収・立入検査等

（第8条第1項）

- ・義務違反（第3条、第6条）の場合
- ・報告の求めに応じない場合
- ・虚偽の報告をした場合
- ・調査等を拒み、妨げ、忌避した場合
- ・事業に関し不当に営利を図った場合
- ・処遇につき不当な行為をした場合

事業の制限・停止命令

（第9条）

←事業の制限・停止命令に違反したとき

罰則

（第15条、第16条）

（6月以下の懲役・50万円以下の罰金）

- ・義務違反（第4条、第5条、第7条第1項）の場合

勧告及び命令

（第10条）

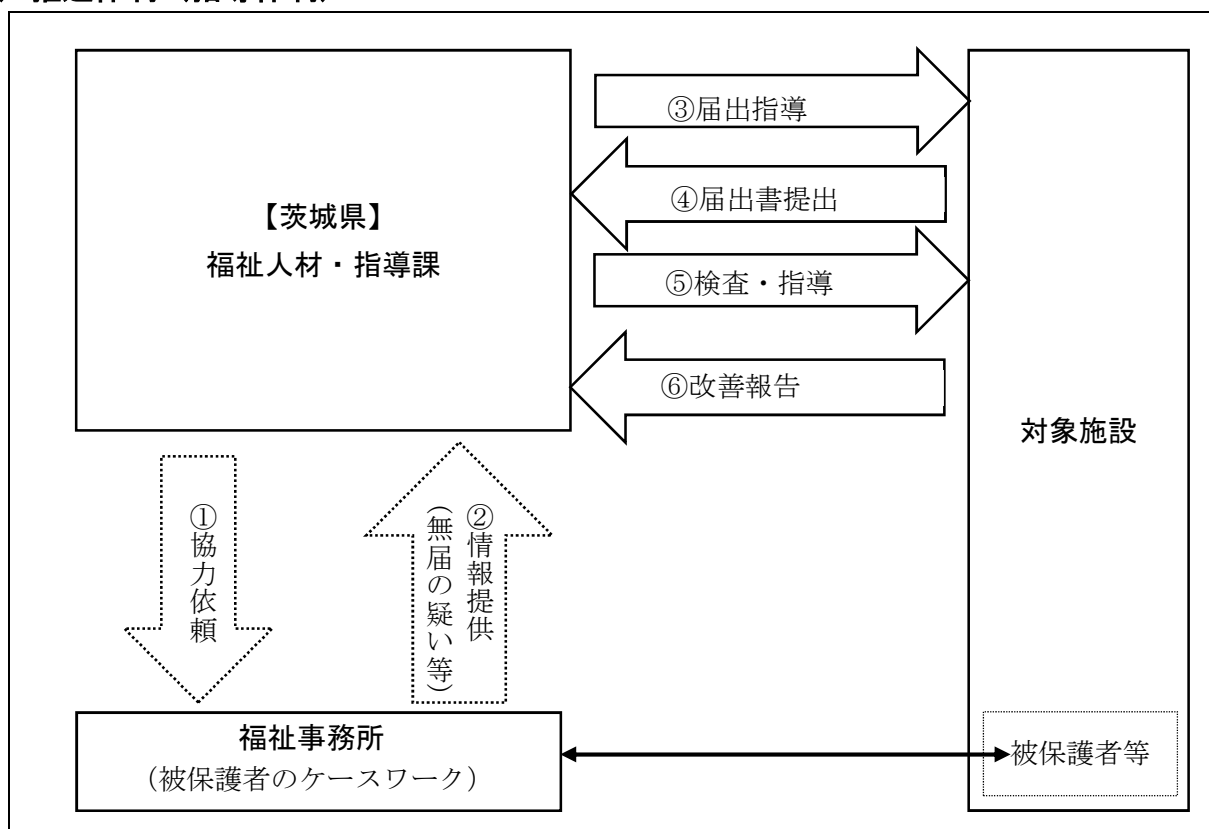
←命令に違反したとき

公表

（第11条）

③施行日 平成26年10月1日

(2) 推進体制（指導体制）



(3) 条例制定後の主な取組

1 取組状況

○施行規則等の整備

- ・施行規則の制定（H26. 9. 25 制定。H26. 10. 1 施行）
事業の開始届、変更届、廃止・休止届の関係様式を規定
- ・運営指針の策定（H26. 9. 22 策定。H26. 10. 1 施行）
施設基準、開設等の手続き等に関する指導上のガイドライン

○対象施設の把握

福祉事務所に対して、毎年、照会等を行い、条例対象施設を把握

○届出受理

対象となりうる事業者に対して条例趣旨等の説明及び届出指導を行い、事業開始届出を受理（H26 年度）

○立入検査

届出内容及び運営指針の順守状況を確認し、必要な指導を行うため年 1 回立入検査を実施（H26 年度）

2 対象施設数

年月日	H26. 10. 1 (条例施行日)	H27. 7. 1
施設数	6	0



R7. 4. 1
0

※国通知の改正（H27. 7. 1 適用）に伴い、条例の対象としていた施設が、社会福祉法の適用を受けることとなったため、平成 27 年 7 月 1 日以降、対象施設なし

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

条例に基づき施設への立入検査及び事業者への指導を行うことにより、施設運営の適正化を図った。

引き続き福祉事務所と連携し対象施設の把握に努めるとともに、対象施設については、本条例に基づく届出の指導及び立入検査を行い、対象施設の適切な運営の確保を図っていく。

○届出（第3条）

- ・事業を行っている事業者から開始届を受理（H26年度）

○報告の徴収及び立入検査等（第8条）

- ・事業者（施設）に対し、年1回の立入検査を実施（H26年度）

4 その他

1 条例に関連する法令等の制定・改廃の動向

社会福祉法に規定される無料低額宿泊所（法第2条第3項第8号）について、制度見直しにより、社会福祉法等が次のとおり改正

- （1）厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生活困窮者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」の一部改正（平成27年7月1日適用）

国通知において、法に定める事業を行う施設（入居者5人以上）は、届出の有無にかかわらず無料低額宿泊所に該当する旨示されたことから、条例の対象施設が一部変更

区 分		H27.6.30 まで	H27.7.1 以降
5人以上	届出あり	（社会福祉法の対象）	（社会福祉法の対象）
	届出なし	条例の対象	（社会福祉法の対象）
2人～4人 （届出の有無にかかわらず対象）		条例の対象	条例の対象

- （2）平成30年6月社会福祉法改正（令和2年4月1日施行）

無料低額宿泊所について、事前届出制の導入、最低基準の制定、改善命令の創設など規制を強化

【最低基準の制定について】

・改正内容

区 分	設備・運営等に関する基準の根拠	法的拘束力
改正前	国が定める指針	なし
改正後	都道府県が条例を制定	あり

※都道府県は厚生労働省令で定める基準を「標準」として（又は「参酌」して）条例を制定

- ・社会福祉法の改正により、「社会福祉法に基づき無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」（令和元年茨城県条例第32号）を制定（令和元年12月25日公布。令和2年4月1日施行）

(3) 令和6年4月社会福祉法改正（令和7年4月1日施行）

無届の疑いのある無料低額宿泊所について、市及び福祉事務所を設置する町村から都道府県への通知を努力義務とし、届出義務に違反した事業者に対する罰則を規定

2 国・県における施策の見直し等の動向

なし

3 条例の運用上の課題

なし

4 条例の改廃の必要性の有無

なし

5 その他

なし